

境だより

eco

不燃物集積場への不法投棄
最近、各地区の不燃物集積場にテレビやタイヤ、消火器、オイル入り缶などが不法投棄されています。不法投棄の現場をみかけた場合は、日時・場所、車のナンバー、投棄人物等の特徴などの情報をお寄せください。

草木の管理
草木が繁茂している場所は、不法投棄をされる原因や、隣地の方の迷惑に繋がりますので、定期的に除草や剪定をおこないましょう。

野焼きは禁止されています

「近所で草木を燃やして臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」など野焼きに対する苦情が数多く寄せられています。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、以下の例外を除き原則として禁止となっていますので止

めてください。また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されていますので、注意ください。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

国または地方公共団体が施設管理をおこなうために必要な焼却

▽災害予防、応急対策、または復旧のために必要な焼却

▽風俗習慣または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却

▽農林業を営むためのやむを得ない焼却

▽たき火など日常生活を営む上で通常おこなわれる軽微な焼却

※なお、このようないくつかの例外でも煙害の周囲に迷惑がかかる行為は指導の対象になります。

有機資源保管所

家庭から排出される剪定枝、草、竹等は資源として、豊田地区、二ツ屋地区の有機資源保管所で回収しています。

▽**豊田地区** 金・日曜日
▽**二ツ屋地区** 月・土曜日

午前9時から正午、午後1時から4時（年末年始は除きます）

問合せ先 環境対策室

95-1-6133

町史編ひこ堂だより

学校の給食（その2）

昭和47年4月に、学校給食センターが竣工する前、町内の南小学校と北小学校には、それぞれに給食の調理室がありました。それについては、広報5月号で紹介をしました。

中学校では給食はなく、お弁当持参でした。昭和20年代から30年代にかけての中学生の弁当は、主食は麦飯か白米に麦飯が混ざったもの、おかずは漬物のみがほとんどでした。

昭和15年生まれの方は、麦を避けて白米が多く入るよう、毎朝、必ず自分で弁当箱にご飯を詰めたそうです。昭和19年生まれの方は、おかげで漬物と佃煮が入っていたので、友たちが佃煮目当てに寄ってきて、なかなか自分の口に入らなかつたと苦笑いをされていました。

また、お話を聞いたすべての人が話題にしたのが、冬になると弁当箱を温める保温機が出来、下段に炭火、その上に6段くらいの棚があつて、その棚に弁当箱を入れます。おもしろがって炭を入れすぎると、下の段にある弁当がよく焦げていたそうです。

昭和47年4月に、学校給食センターが竣工すると、町内の小中学校に同じ献立の給食が用意されるようになりました。

問合せ先 町史編さん室 95-3464